

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例
根拠条項	第4条
許認可等の種類	空港設備制限荷重外使用の許可
法令の定め	航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が規則で定める荷重以上の航空機は、空港設備を使用してはならない。
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）
標準処理期間	総期間 15日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 丹・丹（ ） 協議機関 丹・丹（ ） 処分機関 15日・丹（知事(空港管理事務所)）
処分担当課	各空港管理事務所（電話番号： ）
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例
根拠条項	第6条
許認可等の種類	空港設備の使用の許可
法令の定め	空港設備の使用をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）
標準処理期間	総期間 24日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 12日・丹（空港管理事務所） 協議機関 丹・丹（） 処分機関 12日・丹（知事(建設管理部用地管理室維持管理課)）
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：）
申請先	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：） 各空港管理事務所
問い合わせ先	各空港管理事務所（電話番号：）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例		
根拠条項	第7条		
許認可等の種類	工作物の設置の許可		
法令の定め	空港内において工作物を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。その工作物を増築し、改築し、若しくはその用途を変更し、又はその工作物を除去しようとするときも、同様とする。		
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）		
標準処理期間	総期間	24日・丹	（注：休日は含まない。）
	経由機関	12日・丹	（空港管理事務所）
	協議機関	丹・丹	（）
	処分機関	12日・丹	（知事（建設管理部用地管理室維持管理課））
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：）		
申請先	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号：） 各空港管理事務所		
問い合わせ先	各空港管理事務所（電話番号：）		
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道空港条例		
根拠条項	第 7 条の 2		
許可等の種類	構内営業の許可		
法令の定め	港内の道の管理する土地、建物その他の施設において営業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。		
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）		
標準処理期間	総 期 間	20 日・丹	（注：休日は含まない。）
	経由機関	10 日・丹	（空港管理事務所）
	協議機関	丹・丹	（ ）
	処分機関	10 日・丹	（知事（建設管理部用地管理室維持管理課））
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）		
申請先	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ） 各空港管理事務所		
問い合わせ先	各空港管理事務所（電話番号： ）		
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道空港条例		
根拠条項	第 9 条		
許認可等の種類	使用料の免除		
法令の定め	知事は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。		
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）		
標準処理期間	総 期 間	15 日・丹	（注：休日は含まない。）
	経由機関	5 日・丹	（空港管理事務所）
	協議機関	丹・丹	（ ）
	処分機関	10 日・丹	（知事（建設管理部用地管理室維持管理課））
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課		（電話番号： ）
申請先	各建設管理部用地管理室維持管理課 各空港管理事務所		（電話番号： ）
問い合わせ先	各空港管理事務所		（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例施行規則		
根拠条項	第2条		
許可等の種類	離着陸設備運用時間外使用の許可		
法令の定め	航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が規則で定める荷重以上の航空機は、空港設備を使用してはならない。		
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）		
標準処理期間	総期間	10日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	丹・丹	()
	協議機関	丹・丹	()
	処分機関	10日・丹	(知事(空港管理事務所))
処分担当課	各空港管理事務所		(電話番号：)
申請先	同上		(電話番号：)
問い合わせ先	同上		(電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm)		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道空港条例施行規則		
根拠条項	第 9 条第 2 項		
許認可等の種類	空港使用料の一括納付承認		
法令の定め	使用料は、停留料又は格納庫使用料を伴う場合にあつては使用の終わったときに、停留料又は格納庫使用料を伴わない場合にあつては着陸後直ちに、それぞれ納付しなければならない。ただし、あらかじめ、知事の承認を受けた場合は、1 月分を取りまとめて納付することができる。		
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）		
標準処理期間	総 期 間	15 日・丹	（注：休日は含まない。）
	経由機関	5 日・丹	（空港管理事務所）
	協議機関	丹・丹	（ ）
	処分機関	10 日・丹	（知事（建設管理部用地管理室維持管理課））
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）		
申請先	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ） 各空港管理事務所		
問い合わせ先	各空港管理事務所（電話番号： ）		
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例施行規則
根拠条項	第13条第1項第2号
許可等の種類	立入制限区域内立入の許可
法令の定め	立入制限区域内には、知事の許可を受けた者以外の者は立ち入ってはならない。
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）
標準処理期間	総期間 10日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 丹・丹（ ） 協議機関 丹・丹（ ） 処分機関 10日・丹（知事(空港管理事務所)）
処分担当課	各空港管理事務所（電話番号： ）
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例施行規則
根拠条項	第14条
許可等の種類	車両の使用等の許可
法令の定め	空港内において車両の使用又は取扱いをする者は、知事が特に必要と認めて許可した場合以外、立入制限区域内において車両の運転等をしてはならない。
審査基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）
標準処理期間	総期間 10日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 丹・丹（ ） 協議機関 丹・丹（ ） 処分機関 10日・丹（知事(空港管理事務所)）
処分担当課	各空港管理事務所（電話番号： ）
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例施行規則
根拠条項	第16条第1項第5号・第6号
許可等の種類	爆発物(可燃物)携帯(運搬)の許可 裸火の使用の許可
法令の定め	空港内において、知事の許可を受けないで、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬してはならない。 空港内において、知事の許可を受けないで、裸火を使用してはならない。
審査基準	未設定(法令の定めに尽くされている。)
標準処理期間	総期間 10日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 丹・丹 () 協議機関 丹・丹 () 処分機関 10日・丹 (知事(空港管理事務所))
処分担当課	各空港管理事務所 (電話番号:)
申請先	同上 (電話番号:)
問い合わせ先	同上 (電話番号:)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm)